

消防危第 27 号
平成 9 年 3 月 25 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁危険物規制課長

危険物規制事務に関する執務資料の送付について(通知)

危険物規制事務に関する執務資料を別紙のとおり送付するので、執務上の参考にされたい。

また、貴管下市町村に対してもこの旨示達され、危険物行政の運用に遺漏のないよう御指導願いたい。

なお、本資料中においては、法令名については次のとおり略称を用いたので承知されたい。

危険物の規制に関する政令(昭和 34 年政令第 306 号)...令

危険物の規制に関する規則(昭和 34 年総理府令第 55 号)...則

別紙

指定可燃物関係

(令第 1 条の 12 関係)

問 不燃性又は難燃性でない「羊毛」は、令別表第 4 に掲げる「綿花類」に該当するか。

また、不燃性又は難燃性でない「毛糸」は、同別表第 4 に掲げる「糸類」に該当するか。

答 前段、後段とも、お見込みのとおり。

製造所関係

(令第 9 条第 1 項第 20 号関係)

問 放電加工機の加工液タンクは、20 号タンクに該当するか。

答 加工液タンクが、機器、設備等と一体とした構造である場合又は気密に造られていない構造である場合については、該当しない。

移動タンク貯蔵所関係

(令第15条第4項関係)

問 道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)に定められる道路運送車両の車両総重量に係る基準を満足する場合にあっては、アルキルアルミニウム等の移動タンク貯蔵所を3基以上積載することを認めてよいか。

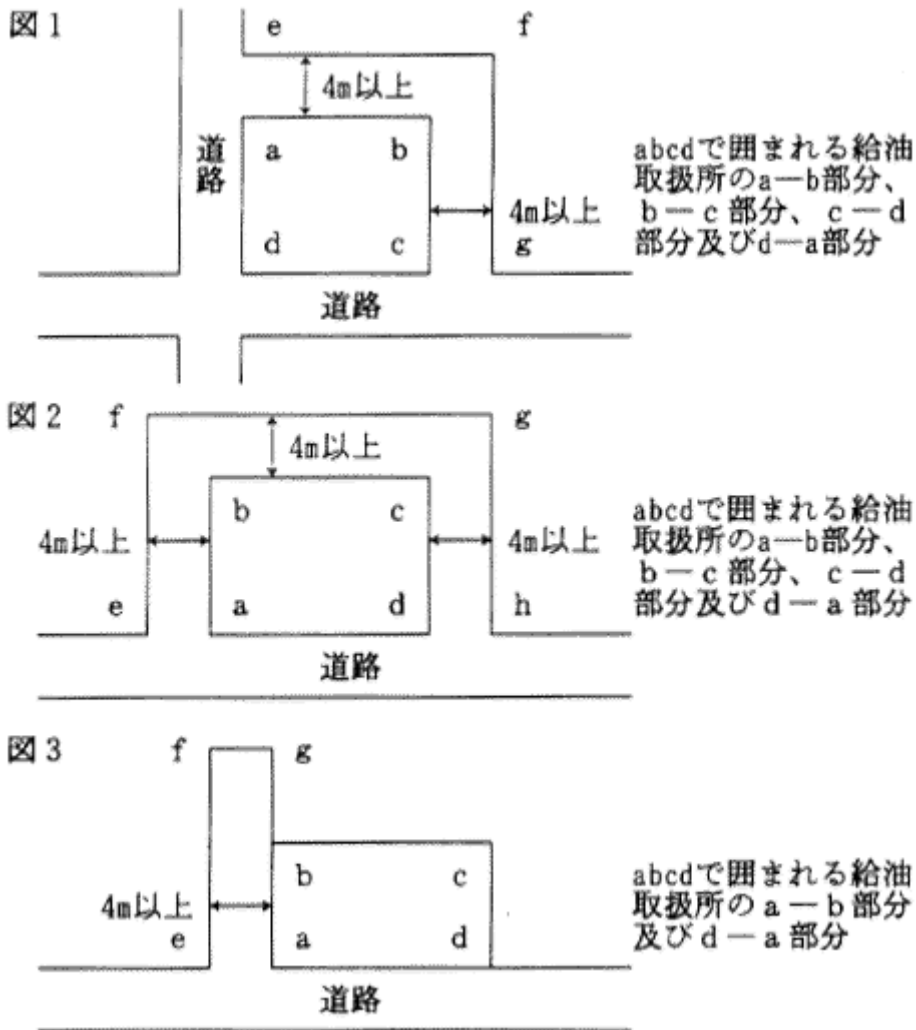
答 お見込みのとおり。

(追記) 昭和45年6月2日付け消防予第108号「アルキルアルミニウムに関する資料の送付について」中、記3 輸送容器等の荷姿 (4)を削除し、(5)を(4)に改める。

給油取扱所関係

(令第17条第1項第13号関係)

問1 給油取扱所の次図に示す部分について、自動車等の出入りする側として防火塀を設けないことが可能か。



答 図1の abc efg で囲まれる部分、図2の abcd efgh で囲まれる部分、又は図

3の abg ef で囲まれる部分が、現に道路としての形態を有し、一般交通の用に供されており、自動車等の通行が可能な場合は、差し支えない。

(追記) 昭和 39 年 6 月 22 日自消丙予発第 60 号岐阜県総務部長あて予防課長回答及び昭和 45 年 6 月 12 日消防予第 122 号高知県総務部長あて予防課長回答は廃止する。

(令第 17 条第 1 項第 9 号関係)

問 給油取扱所の事務所等に PHS 等のアンテナを設けることを認めてよいか。

答 建築物の屋根等の火災予防上支障のない場所であれば認めて差し支えない。

(令第 27 条第 6 項第 1 号関係)

問 ドライブスルー形式又は窓を介しての物品の販売は認められるか。

答 販売に供する窓を給油空地又は注油空地の直近に設けない場合にあっては、認めて差し支えない。

(追記) 「給油取扱所の規制事務に関する執務資料の送付について」(昭和 62 年 6 月 17 日消防危第 60 号)中の「質疑 16」及び「回答」は削除する。

一般取扱所関係

(令第 19 条第 2 項第 3 号)

問 地震時又は停電時等の緊急時に消防用設備等の非常用電源として使用する自家用発電設備について、次の要件を満足する場合にあっては、令第 23 条を適用して設置を認め、サービスタンクに残存する危険物により発電設備等を一時的に稼働させて差し支えないか。

- ・危険物施設には十分な耐震性を有するような措置を講ずること。
- ・指定数量未満の危険物を取り扱うタンク(サービスタンク)を設けること。
- ・地震時又は停電時等の緊急時に危険物の供給を自動的に遮断する装置を危険物を取り扱うタンク(サービスタンク)の直近(貯蔵タンク側)に設けること。

また、病院等電力供給を停止することにより重大な支障が生じるおそれのある施設に設けられる、非常用電源として使用する自家用発電設備についてはいかがか。

答 前段

お見込みのとおり。

なお、地震時においては、速やかに危険物の漏えいがないことを確認する必要がある。

また、点検等により屋内貯蔵タンク等の貯蔵タンク及び配管等に漏れがないこと等安全を確認した後には、遮断装置等を解除して差し支えないものである。

後段

前段によられたい。